

さ情審査答申第 1 号
平成14年7月23日

さいたま市長 相川 宗一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成13年12月19日付けで貴職から受けた、さいたま市行政区画審議会調査検討委員会（以下「本件委員会」という。）（第2回～第7回）に係るテープ及び同反訳（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成13年10月29日付けさ政政収第129号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 非公開とした本件委員会（第2回～第7回）に係るテープ及び同反訳については、一般的かつ個別的に考えて、存在することは強く推認することができる。
- (2) 本件情報公開請求直前の窓口で応対した担当者は、テープの存在を否定しなかったことから、テープの存在は推認できる。
- (3) 実施機関は、本件処分の理由を「文書不存在のため」としたが、これでは不十分で、実施機関の処分には理由付記を怠った瑕疵がある。
- (4) よって、本件処分は取り消されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 本件委員会は、行政区画の編成と区役所位置について審議するため、市長の附属機関として設置されたさいたま市行政区画審議会（以下「審議会」という。）の円滑な運営を図るため、さいたま市行政区画審議会運営要綱に基づき、審議会が認める必要な事項を調査検討するために設けられたものである。
- 2 本件委員会の会議録としては、記録担当がメモ用紙に記録し、それを会議の要点としてまとめた調査検討委員会審査結果を作成していた。
- 3 本件委員会が委員間の率直な意見交換の場を担保するためなどの理由により非公開で行われる会議であることからテープ録音は差し控えた。
- 4 したがって、機器による録音は行っておらず、また、同反訳についても作成していないため、テープ及び同反訳は存在しないものである。

第4 審査会の判断の理由

- 1 実施機関の口頭意見陳述等によると、大要次のとおりの事実が認められる。
本件委員会は、審議会の28名の委員の中から11名の委員を選任して審議会が認める必要な事項を調査検討する委員会である。審議会は公開されている。本件委員会は、第1回は公開されたが、第2回から第7回は、委員の率直な意見交換を促進するために非公開とされた。そして、審議会を担当する総合政策部政令指定都市準備室では、公開とされた審議会及び第1回本件委員会の際はテープ録音を実施し、非公開とされた第2回から第7回の本件委員会の際は、非公開とされた趣旨を尊重しテープ録音をしなかった。非公開の第2回から第7回の本件委員会の審査結果を記録した会議録は、記録を担当した者のメモに基づいて作成され、原則として公開の対象とされている。本件委員会の最終的な意向は必ず審議会に諮られ、前記のとおり審議会は公開されている。
- 2 異議申立人は、本件情報公開請求直前に窓口で応対した担当者は、テープの存在を否定していなかったと主張するので、その点も実施機関に確認した。それによると、窓口の担当者は一度に多数回の審議会と本件委員会についての質問であること、すべての会議を把握しているわけではなかったことから、即答できなかった（確認をとらないと即答致しかねると応対した）ということであり、本件情報公開請求直前に窓口で応対した担当者がテープの存在を否定していなかったことが必ずしもテープの存在を推認させるものではないと考える。
- 3 さいたま市では、審議会においてカセットテープ等による録音をするかどうかに関する一般的な明文の規定はなく、また、録音をするという慣例もない。それぞれの会議の目的等に照らして、会議の主催者が適宜判断して録音するかどうかを決めているのが実情である。
- 4 以上からすれば、実施機関が、非公開とされた第2回から第7回の本件委員会

の際は、テープ録音をしなかったと説明していることに不自然不合理な点はないと考える。よって、本件異議申立てに係る第2回から第7回の本件委員会の録音テープは存在しないと認めるのが相当である。したがってまた、録音テープの反訳書も存在しないと認めるのが相当である。

5 本件処分は、その理由を単に「文書不存在のため」としている。しかし、「文書不存在」にも、①文書取得せず、②文書不作成、③保存年限切れ廃棄済み、④誤り廃棄、⑤所在不明ないし紛失などいくつかの場合があるところであり、公開請求者に拒否の理由を明確に認識させるという理由付記の趣旨からすると、それらの文書不存在の事情を理由として明らかにするべきものとする。

したがって、本件処分は理由付記に不十分な面が認められるが、前記のとおり情報公開請求に係る録音テープと反訳書は作成されていないことが認められるから、非公開とした処分自体は維持されるべきものとする。

6 よって、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 審査会の意見

当審査会は、本件諮問事案について、次の事項を意見として本答申に付帯して提言するものである。

(提言)

政令指定都市に向けての行政区画の決定等については、市の当面の最重要課題であり、市民生活にも密接にかかわり、市民も広く関心を寄せる重要な事項である。そのような事項について、市長の諮問に応じて審議する審議会及び本件委員会の討議の過程についても、市民に開かれたものとするのが条例第1条の趣旨に合致する。

さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針が、非公開とされた会議の会議録は、当該審議会等の所管する課で行政情報として管理し、その公開又は開示の決定については、条例又はさいたま市個人情報保護条例に基づいて行うものとしていることも考えると、第2回から第7回の本件委員会が非公開とされていたとしても、テープ録音を実施した上で、反訳書を作成し、上記非公開とされた会議の会議録に準じて公開・非公開を決定するのが望ましかったと考えられる。

今後は、会議の性格や重要性等を十分考慮し、テープ録音及び反訳により、正確で詳細な情報の公開を進めることを検討すべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成13年12月19日	諮問の受理
②	平成14年1月23日	実施機関から理由説明書を收受

③	同 年	3月14日	審議
④	同 年	4月23日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年	5月15日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年	6月20日	審議